

土地区画整理法第76条の許可申請について

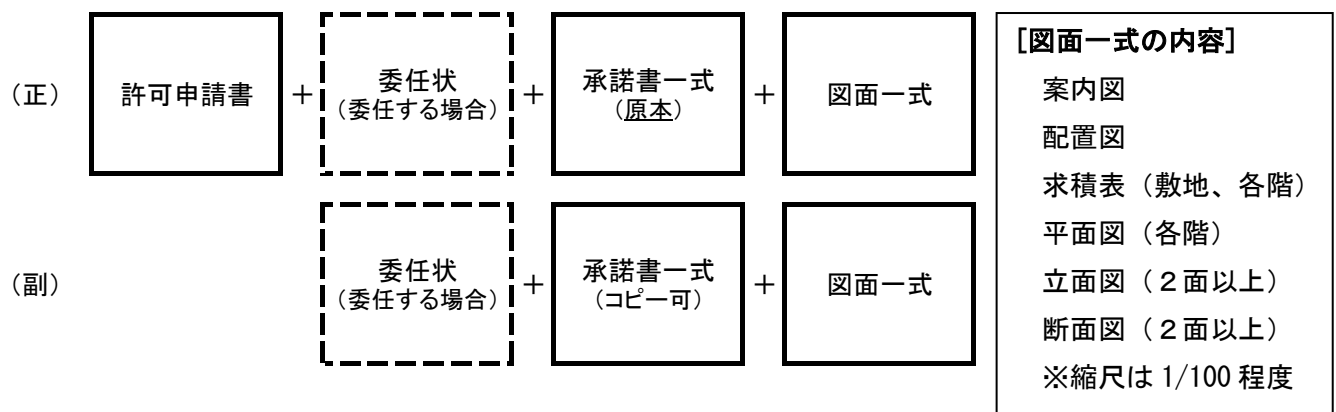
土地区画整理事業施行地区内で建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要です。

これは、施行中の区画整理事業に対し、施行者の意見をきき、事業に支障がないと認められるものについて区が許可するものです。

建築確認申請の前に、区画整理事業の施行者と協議をし、承諾（承諾書）を得た上で、区へ許可申請の手続きを行ってください。

◆ 申請書類について

施行者の承諾が得られましたら、承諾書（正本には原本）を含む下記の書類を添付し、砦支所街づくり課に提出してください。



※ 区へ建築確認申請を行う場合は、第76条申請と併願することも可能です。この場合のお問い合わせ・申請先は、本庁の都市整備政策部建築審査課（Tel 03-6432-7166）です。

◆ 協議先

砦土地区画整理共同施行の施行者

施行委員長 株式会社西武不動産（旧株式会社西武リアルティソリューションズ）

事業企画部 不動産事業企画担当 柳澤・土田

Tel 04-2926-2131 Fax 04-2926-2126

◆ お問い合わせ先

砦総合支所街づくり課（砦一、二、四丁目の各一部）

Tel 03-3482-1398

世田谷総合支所街づくり課（桜丘四、五丁目の各一部）

Tel 03-5432-2870

防災街づくり担当部市街地整備課（区画整理事業について）

Tel 03-6432-7155